

議案第189号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため照葉北地区に公民館を新設するとともに、西長住公民館の移転に伴いその位置を改める必要があるによる。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡市西長住公民館の項中「西長住二丁目」を「西長住一丁目」に改め、同表に次のように加える。

福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目
-----------	--------------

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。